

医療経済学会会則

(名称)

第一条 本会は医療経済学会(Japan Health Economics Association)と称する。

(事務局)

第二条 本会の事務局を一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構(東京都港区西新橋1-5-11)におく。

(目的)

第三条 本会は医療経済、医療政策及びこれに関連する諸問題の学術的研究を行うこと並びに当該分野の発展に資することを目的とする。

(事業)

第四条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 研究大会の開催
- 二 機関誌等の発行
- 三 その他会の目的達成に必要な事業

(会員)

第五条 本会の趣旨に賛成し、その目的の達成に協力しようとする個人は、理事会の承認を得ることにより、会員となることができる。

第六条 本会の会員は、次の三種とする。

- 一 普通会員 本会の趣旨に賛同し、本会の事業に参加する個人
- 二 学生会員 本会の趣旨に賛同し、本会の事業に参加する学生
- 三 名誉会員 医療経済学及び本会に対して貢献した会員の中から理事会が推薦し、総会の承認を得た者

第七条 本会の会員は、別途総会にて定める細則により、毎年会費を納めなければならない。

第八条 会員の権利は、次の通りとする。

- 一 総会における議決権及び役員の選挙権と被選挙権
- 二 研究大会及び機関誌における研究成果の発表など本会の事業への参加
- 三 機関誌、会務連絡等の受領

(退会)

第九条 会員は、所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2. 3年以上会費を滞納した者は、理事会の承認により退会したものとみなすことができる。

(役員)

- 第十条 本会運営のため、以下の役員をおき、会務を分担執行する。
- 一 会長 1名
 - 二 研究大会長 1名
 - 三 事務局長 1名
 - 四 理事 若干名
 - 五 監事 1名
2. 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 前項の規定にかかわらず、研究大会長の任期は1年とする。
4. 会長は、本会を代表し会務を処理する。研究大会長は、研究大会の運営・開催を行う。監事は会計を監査する。

(役員の選任)

- 第十一條 会長及び事務局長は、理事中から互選する。
2. 研究大会長は、会員中から、会長の推薦に基づき理事会の決議によつて選任する。
3. 理事及び監事は、総会の決議によって会員中から選任する。

(役員の選任手続)

- 第十二條 本会則に定めるもののほか、役員の選任手続については、理事会が別に定める。

(総会)

- 第十三條 総会は、会の重要事項を審議する。総会の招集は会長が行う。総会の開催は、少なくとも1年に1回とする。
2. 研究大会は総会と同日に開催する。

- 第十四條 総会の決議は出席者（委任状を含む）の過半数による。

(理事会)

- 第十五條 理事会は全理事をもって構成し、本会の会務を計画し及び立案する。
2. 理事会は会長が招集し、定足数は全理事の過半数（委任状含む）、決議は出席者（委任状を含む）の過半数による。
3. 本会則に定めるもののほか、理事会の運営の細則等については、理事会が別に定める。

(委員会)

- 第十六条 本会の事業運営のため、以下の委員会をおく。なお、以下の一～三に定めるもののほか、理事会の承認を経て、必要に応じ委員会をおくことができる。
- 一. 編集委員会
 - 二. 学術推進委員会
 - 三. 国際交流委員会
2. 委員会の設置、任務、運営等については、会長が理事会の承認を経て定める。
3. 委員会の委員長は、会長の推薦に基づき理事会の決議によって選任する。
原則として委員長は兼任しない。
4. 委員会の構成員は、委員長が理事会の承認を経て定める。
構成員の任期は別に定める。

(事業年度)

- 第十七条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(会計の原則)

- 第十八条 本会の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び予算)

- 第十九条 本会の事業計画及び予算については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第二十条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書

2. 前項の承認を受けた書類のうち第1号及び第2号の書類については、総会に報告し、第3号及び第4号の書類については、総会の承認を受けなければならない。

(会則の変更)

第二十一条 本会則の改正には、総会の承認を必要とする。

附 則

この会則は、平成十八年六月十日から施行する。

平成二十一年七月十八日一部改定。

平成二十二年七月十日一部改定。

平成二十九年九月二日一部改定。

令和三年九月四日一部改定。

令和四年九月三日一部改訂。